

法人税と地方法人課税の課税ベースの違いについて

総務省より法人税と法人事業税では課税ベースが異なるため、完全なワンスオント化が困難である旨のご説明をいただきました。

その上で、委員より、法人税と地方法人課税の課税標準の違いについて提示して欲しい旨のご指摘がありました。

法人税と法人事業税の課税標準の異なる点の詳細について、ご回答ください。

両省で調整の上、任意の様式でご提出ください。

法人事業税は、法人が行う事業そのものに課される税（物税）であり、法人がその事業活動を行うに当たって地方団体の各種の行政サービスの提供を受けることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方に基づき課税されるもの（応益課税）。法人事業税における所得課税（所得割）は、法人税の所得の計算の例によるものとした上で、上記性格等を踏まえて法人税とは以下のような課税ベースの違いがあるところ。

〈総論〉

- ・連結納税制度を導入しておらず、単体法人を納税単位としている。
- ・資本金1億円超の法人に対しては、所得課税の他に、外形標準課税を導入。
- ・電気供給業、ガス供給業等を営む法人に対しては、収入金額課税を導入。

〈所得課税部分に係る課税標準の違い（例）〉

- ・課税の対象となる事業は国内で行われる事業に限定。
- ・医療法人等の社会保険診療報酬に係る支払い額及び経費を所得計算から除外。
- ・一定の事業年度に生じた欠損金額について法人税額の繰戻還付を受けている場合、地方団体の財政に与える影響を考慮し、法人事業税では、欠損金繰戻還付ではなく、欠損金の「繰越控除」を行い、所得の計算上損金の額に算入。

そのほか、法人税において講じられている研究開発税制等の政策的な税額控除を設けていない等の違いがある。

こうした中、納税者の皆様の利便性向上を図る観点から、法人税及び地方法人税の申告手続等の簡便化策として、

- ・法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化
- ・法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除
- ・財務諸表の提出先の一元化

に取り組んでいるところである。